

第一二六回

参第二号

寒冷地福祉手当支給事業促進法（案）

（目的）

第一条 この法律は、市町村が行う寒冷地福祉手当の支給に関する事業を促進するため、当該事業についての国の補助に関し必要な事項を定め、もって寒冷地における年金受給者の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（国の補助）

第二条 市町村が、寒冷地の年金受給者である住民に対し、その者の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、寒冷地福祉手当を支給する事業を行う場合において、道県がその費用の一部を補助するときは、国は、道県に対し、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の三分の二を補助するものとする。

ただし、市町村の当該事業に要する費用の二分の一に相当する額を限度とする。

（寒冷地）

第三条 前条の寒冷地は、寒冷の度が甚だしい地域として政令で定める地域とする。

(年金受給者)

第四条 第二条の年金受給者は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付、同法第五条第一項に規定する被用者年金各法による年金たる給付その他の政令で定める公的年金給付を受ける者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）による補償その他の政令で定める給付を受けることができることにより、公的年金給付につきその支給が停止されている者を含む。）のうち次の各号のいずれかに該当する者（生計を同じくする者によって生計を維持している者及び他の法令の規定により寒冷に係る給付を受けている者その他政令で定める者を除く。）であって、政令で定めるところにより算定したその者の所得が次の各号の区分並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額（二以上の号に該当する者にあつては、そのうちの最も高い額とする。）以下であるものとする。

一 六十五歳以上である者

二 国民年金法第三十条第二項の障害等級に該当する程度の障害の状態にある者

三 母子状態（これに準ずる状態を含む。）又は遺児状態にある者として政令で定める者

（補助の算定）

第五条 第二条の規定による国の補助の額を算定する場合には、市町村が支給する寒冷地福祉手当の額は、寒冷の度並びに同条の年金受給者と生計を同じくする者で当該年金受給者により生計を維持しているものの有無及び数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額として政令で定める額を上限とするものとする。

（現物給付）

第六条 第二条の規定による国の補助は、寒冷地福祉手当を支給する事業を現物給付によって実施する場合についても、行うものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十五号中「及び民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関

する法律（平成元年法律第六十四号）」を「、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）及び寒冷地福祉手当支給事業促進法（平成五年法律第 号）」に改める。

理 由

市町村が行う寒冷地福祉手当支給事業を促進するため、道県が当該事業につき補助する場合における当該補助に要する費用について、国が補助する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約四十五億円の見込みである。